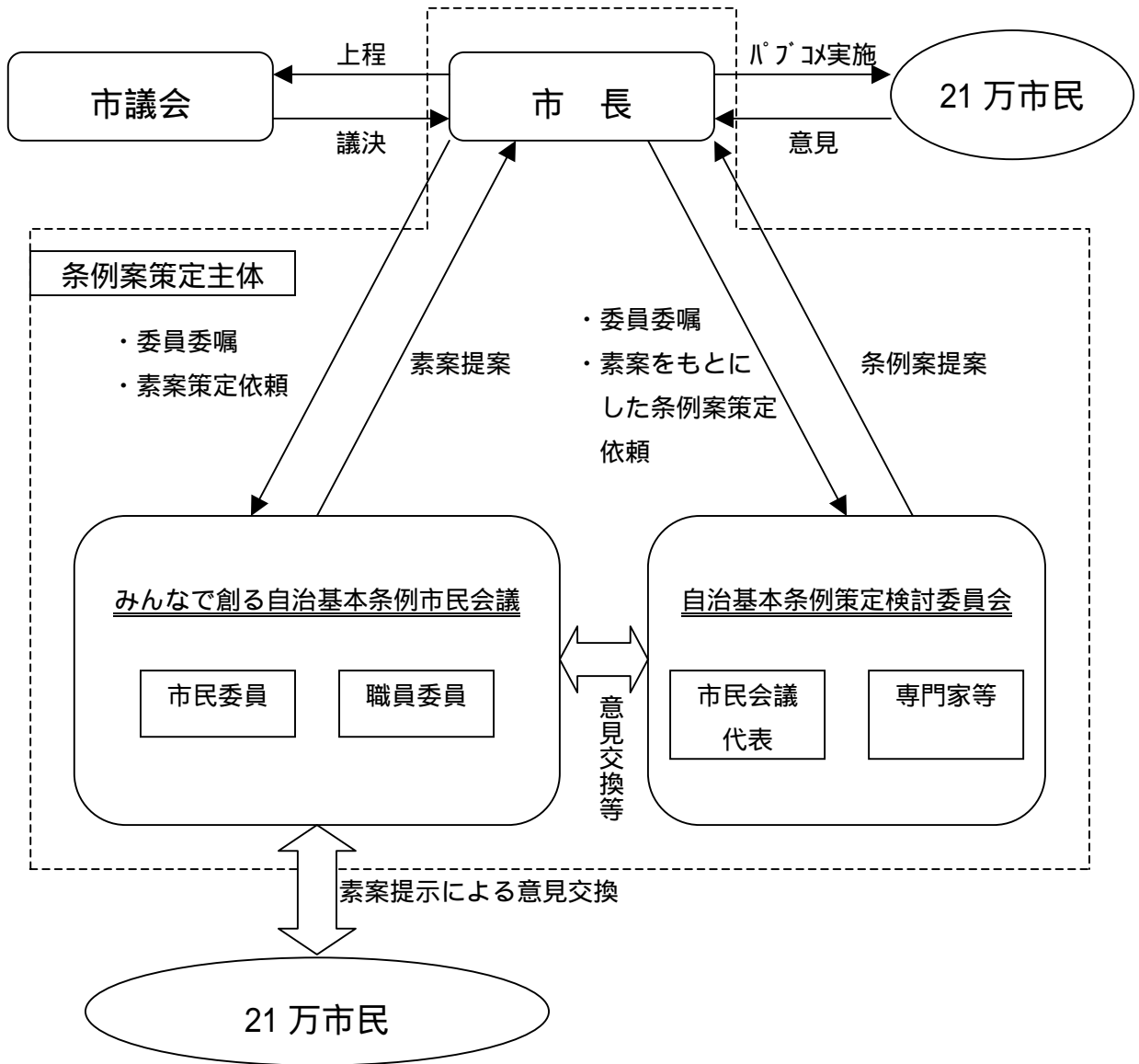


(1) 事務局説明
自治基本条例制定体制



素案とは
自治基本条例に定めるべき項目とその内容について、箇条書き程度にまとめたもの

条例案とは
素案をもとに、条文作成のルールに沿って条文の形にまとめたもの

自治基本条例制定の目的

市民と行政との協働のまちづくりのさらなる推進を目指すために

市民と行政がまちづくりの理念について共通の認識を持つ

まちづくりの主体が市民であることを確認する

市民と行政の役割と責務を明確にする

まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障する

検討項目

まちづくりを進めていくうえで大切にすること

まちづくりの主体（担い手）

まちづくりの主体（担い手）の役割と責務

まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと

以上を基本的な検討項目とし、協議の中で他の項目が出てくることもありうる。

検討体制

- 全体会 … 班の意見を集約して、検討項目ごとに内容を整理し、「みんなで創る自治基本条例市民会議」としての素案を決定する
- 班(6班) … ワークショップ形式により検討項目ごとに各委員が意見を出し合い、最終的に班としての結論を導き出し、全体会で発表する
- 事務局 … 会議の運営及び進行管理、各班発表内容の整理、とりまとめをする

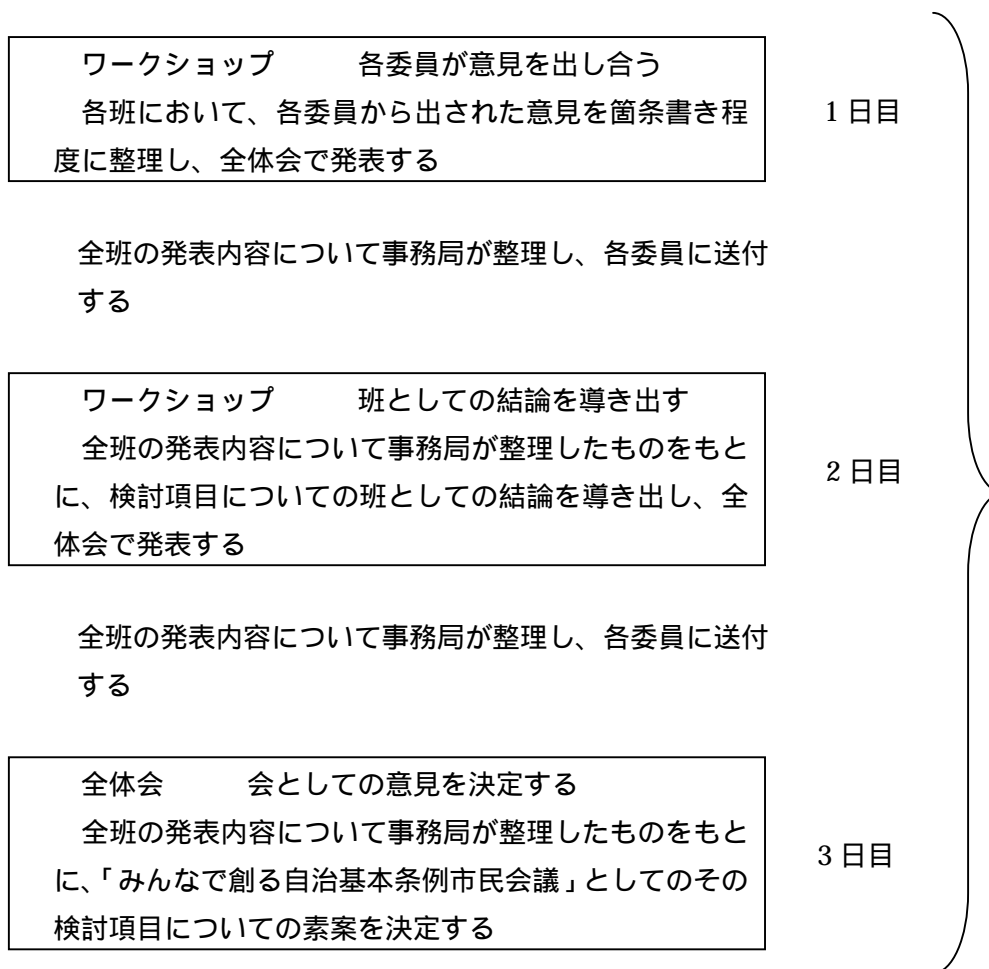
この市民会議で用いる「ワークショップ」という言葉の定義について

- ・ 少人数に分かれた各班において、テーマについて各委員が意見を出し合い、最終的に班としての結論を導き出すことを目指していくこと

学習会期間中に実施したワークショップは班としての結論を導き出すものではありませんでしたが、今後実施するワークショップは班としての結論を導き出していきます。この点が学習会期間中のものと今後のものの違いです。

検討の進め方（別紙検討フロー参照）

全班で同じ項目を検討しながら進めていく（班ごとに項目を受け持つやり方とはしない）



～ までの流れを繰り返して検討を進めていく

[メ モ]